

答 申 第 970 号
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 5 日付け神福介第 3340 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 既に実施している障害者見守り支援事業において、福祉局介護保険課が保有する介護システム内の介護保険サービス利用状況の情報を利用することは、迅速に支援対象者にアプローチすることが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の利用及び提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 970

【障害者見守り支援事業のために提供または利用する情報項目】

- 介護システムから抽出する情報
 - ・介護保険サービスの利用の有無

答申第 971 号
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月 29 日付け神戸福障支第 3991 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の
情報項目の追加等について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 既に実施している障害者見守り支援事業において、台帳データの取扱方法を変更することは、当該事業に係る個人情報のより適正な管理に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

障害者見守り支援事業における個人情報の電子計算機処理の
情報項目の追加等について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申 971

◎…条例 11 条第 2 項に該当する情報
下線は今回追加する項目

【障害者見守り支援事業のために電子計算機処理する情報項目】

■福祉情報端末から抽出する情報

- ・氏名
- ・住所
- ・性別
- ・生年月日
- ◎障害等級
- ◎障害福祉サービス支給決定情報
- ◎障害福祉サービス利用情報
- ◎重度心身障害者介護手当受給情報
- ・住基個人番号

■関係機関や本人からの郵送調査にて収集する情報

- ◎入所している施設または入院している病院
- ◎受給中の福祉サービス
 - ・電話番号
 - ・FAX番号
 - ・同居者の有無（本人との関係）
 - ・緊急連絡先（本人との関係）
 - ・災害時個別支援計画の有無
 - ・更新事由 新規または異動（転居・死亡・世帯変更）

■介護システムから抽出する情報

- ・介護保険サービスの利用の有無

※ 下線部分以外の項目は、令和元年 8 月 28 日付答申第 768 号により承認済み